

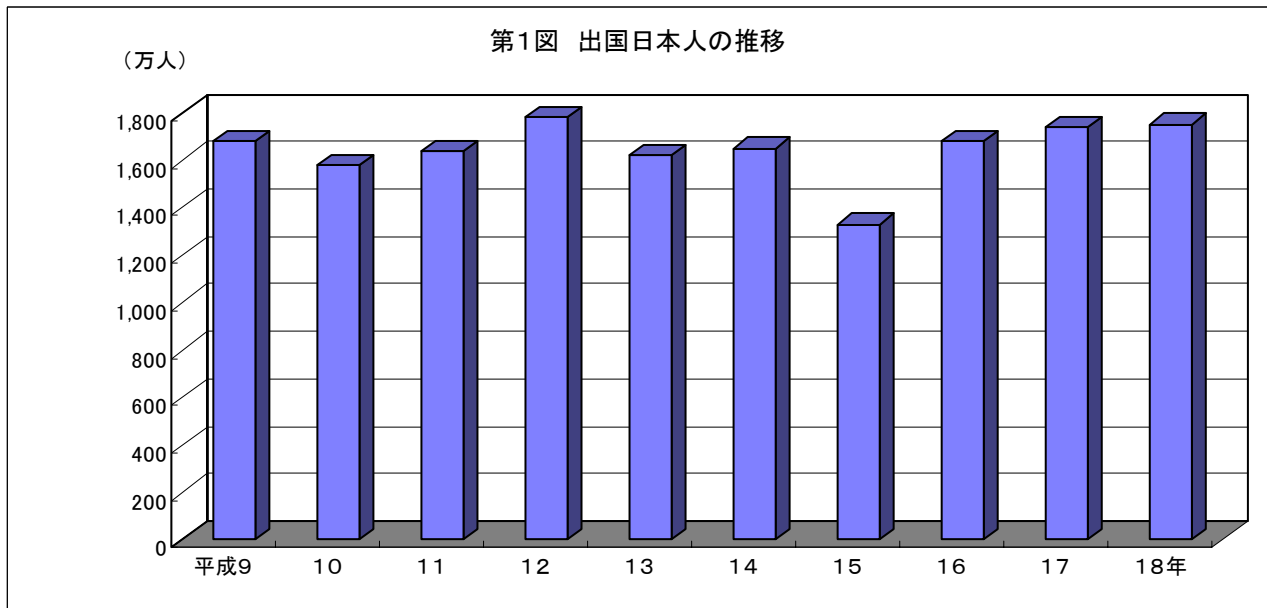
出入国管理統計の概要

1 日本人の出帰国

(1) 日本人の出国状況

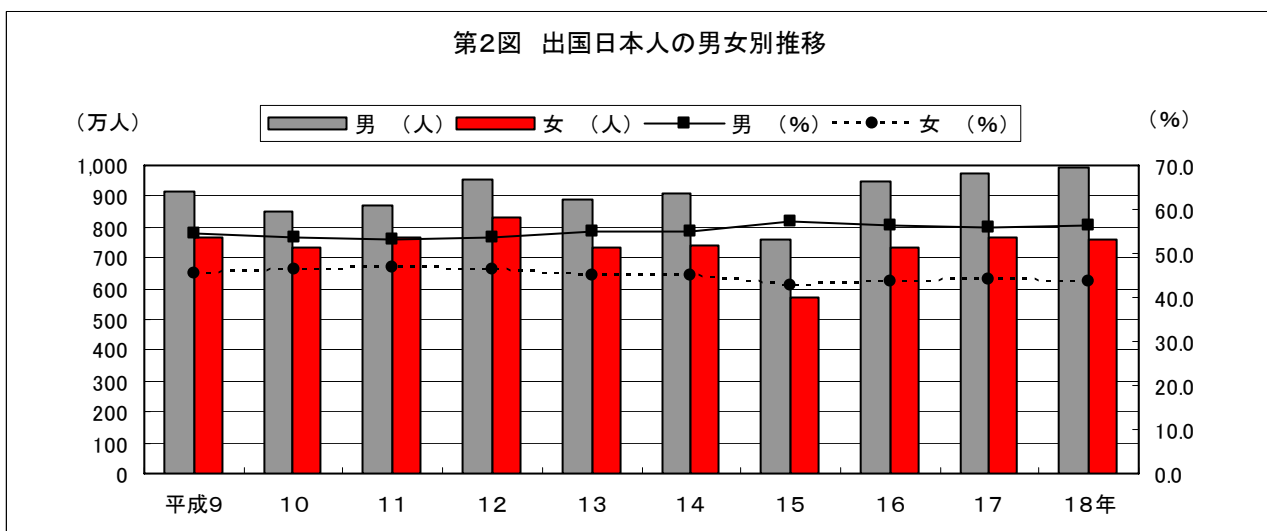
平成18年における日本人の出国者は、17,534,565人であり、前年に比べ131,000人（0.8%）増加している。

平成9年以降の出国者の推移を見ると第1図のとおりである。出国者の数は、各年ごとに増減を繰り返しているものの、総体的には大きな変動はなく、平成18年の出国者も平成9年の約1.04倍となっている。



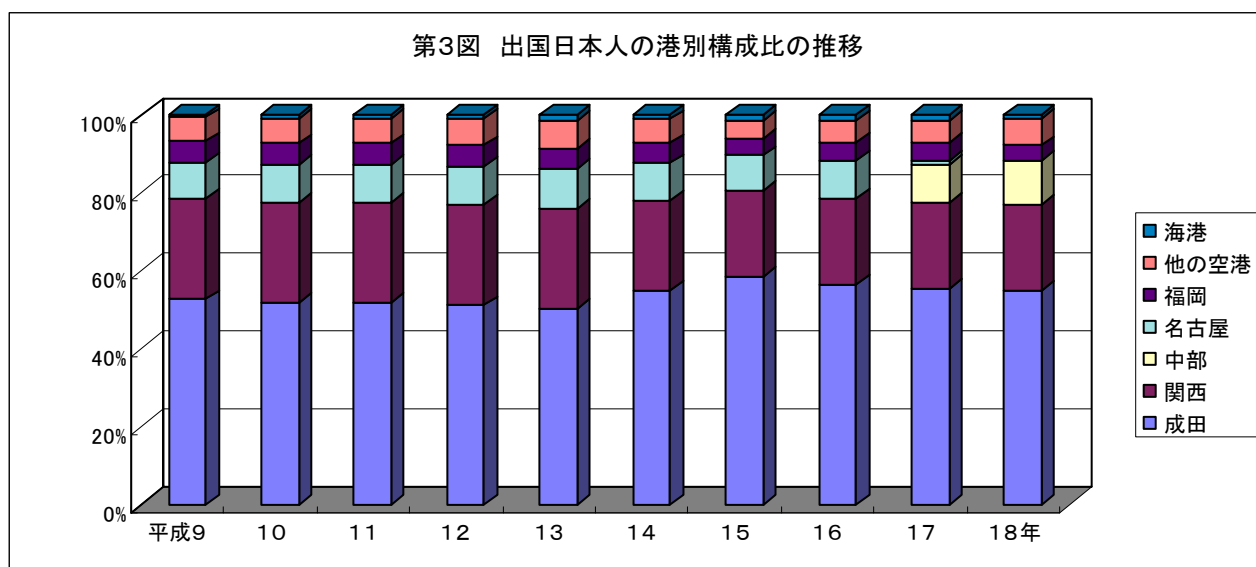
次に、平成9年以降の出国者を男女別にその推移を見ると、第2図のとおりである。平成18年の男性出国者は平成9年の約1.09倍の9,915,483人、女性出国者は約0.99倍の7,619,082人となっている。

また、これを男女別の比率で見ると、平成9年は男性が54.4%、女性が45.6%であったが、平成18年は男性が56.5%、女性が43.5%となっており、10年前と比べて男性の比率が増加している。



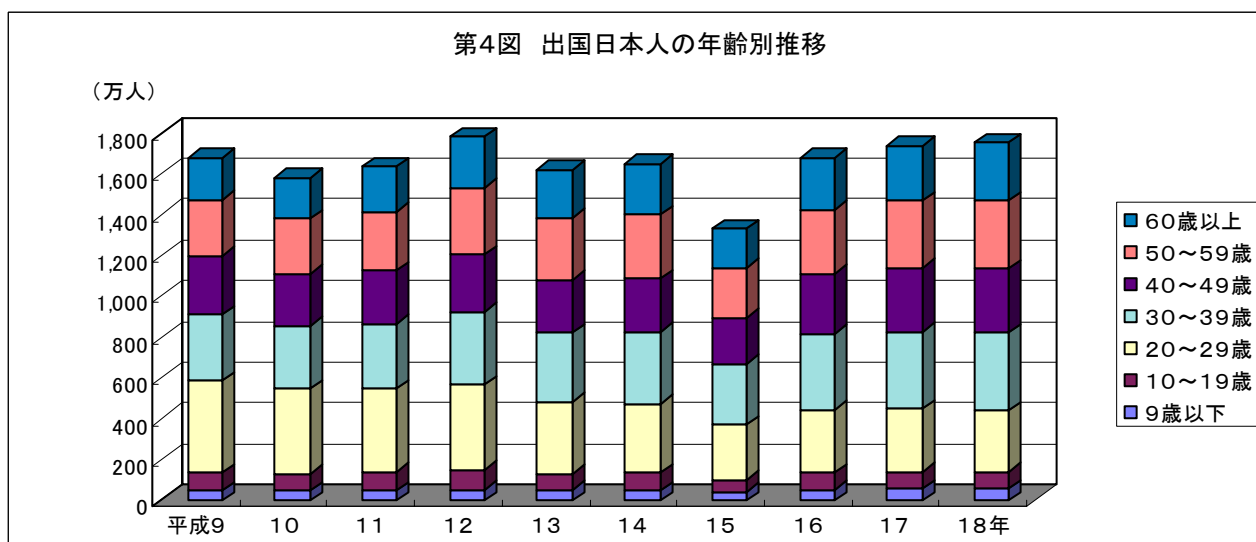
(2) 出国日本人の港別推移

平成9年以降の出国者を主要港別にその構成比の推移を見ると、第3図のとおりである。前年と比較すると、構成比が最も増加したのは中部空港で、17.1%の増加となっている。一方、最も減少したのは名古屋空港で、99.6%の減少となっている。



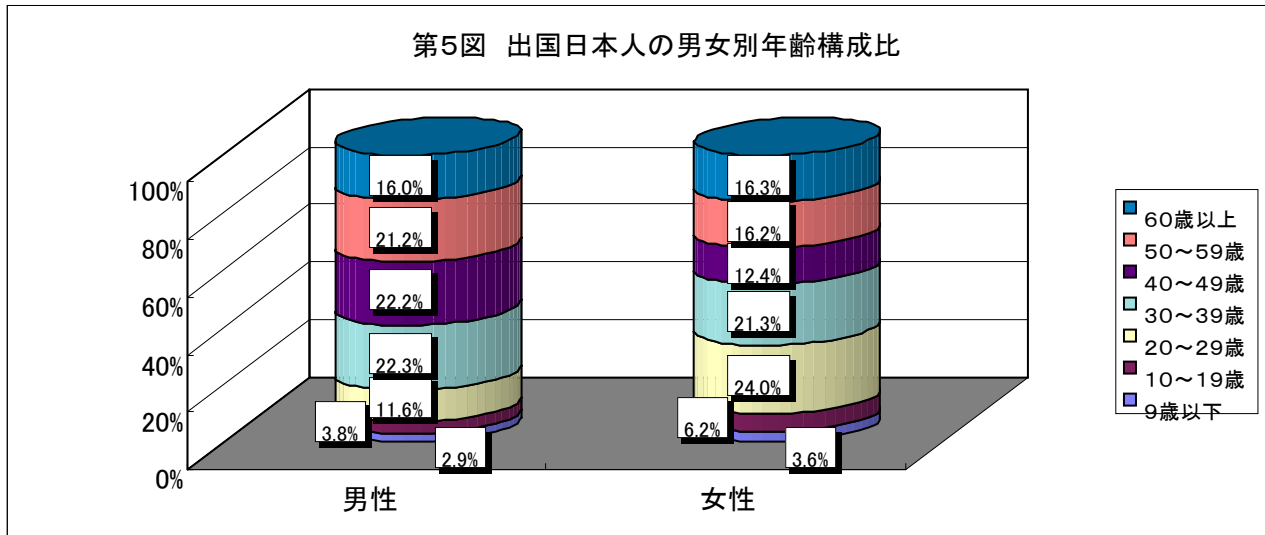
(3) 出国日本人の年齢

平成9年以降の出国者を年齢別にその推移を見ると、第4図のとおりである。平成9年と平成18年を比較すると、9歳以下が102,454人、30歳代が615,232人、40歳代が222,852人、50歳代が610,429人、60歳以上が764,021人それぞれ増加している。一方、10歳代が43,531人、20歳代が1,539,401人減少している。



次に、平成18年の出国者を男女別に年齢の構成比を見ると、第5図のとおりである。男性は30歳代が22.3% (2,214,418人)、40歳代が22.2% (2,199,249人)、50歳代が21.2% (2,101,350人)の順となっている。一方、女性は20歳代が24.0% (1,827,018人)と最も多く、次いで、30歳代が21.3% (1,621,324人)、60歳以上が16.4% (1,249,097人)の順となっている。

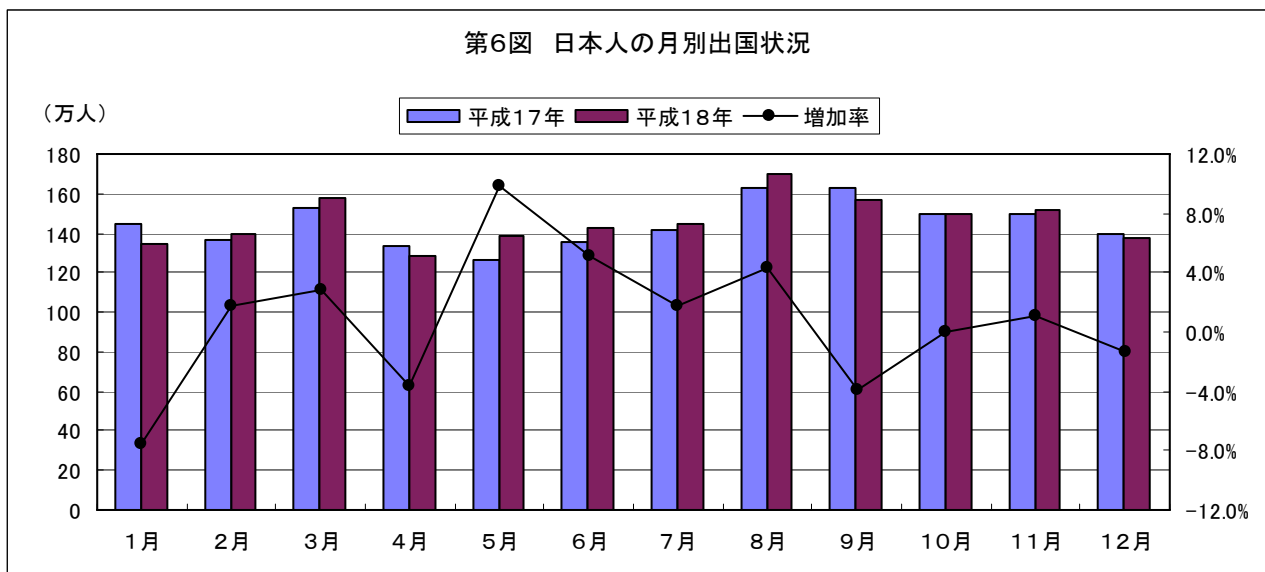
第5図 出国日本人の男女別年齢構成比



(4) 日本人の月別出国状況

平成18年の出国者を月別に見ると、第6図のとおりである。8月が1,704,010人で最も多く、次いで、3月が1,577,432人、9月が1,570,567人の順となっている。また、前年同月と比較すると、各月ごとに増減にバラつきがあり、5月が9.8%と最も増加しており、逆に、1月が-7.6%と最も減少している。

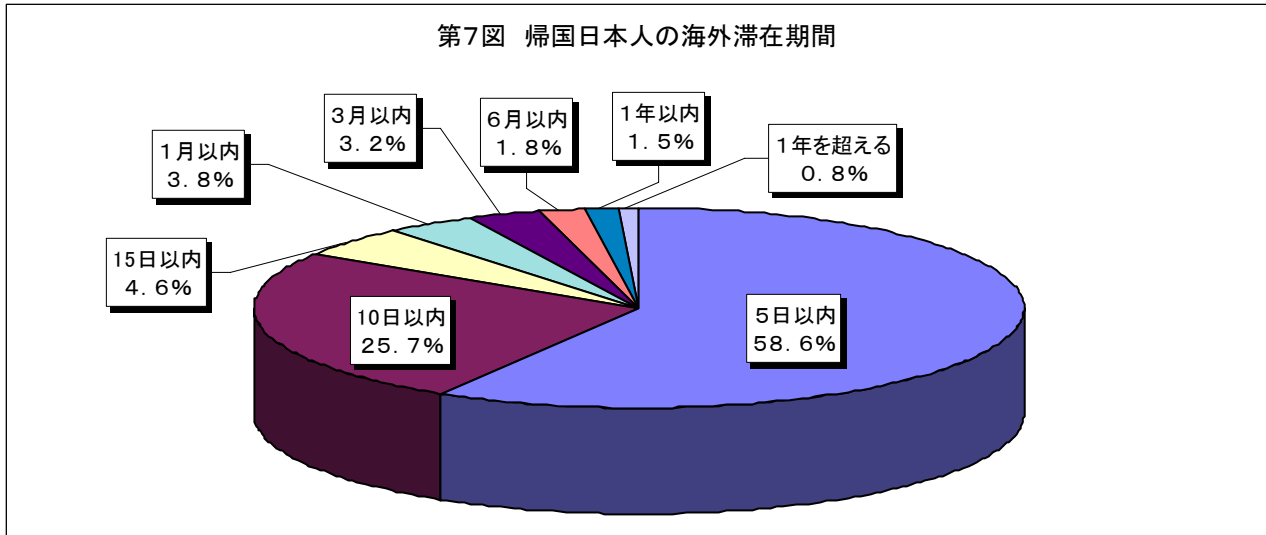
第6図 日本人の月別出国状況



(5) 帰国日本人の海外滞在期間

平成18年に帰国した日本人は17,457,286人で、これを海外における滞在期間別に見ると、第7図のとおりである。5日以内が58.6% (10,223,891人) と過半数を占め、次に、10日以内が25.7% (4,480,153人)、15日以内が4.6% (809,545人) と続き、これら15日以内の旅行者が全体の88.9% (15,513,589人) を占めている。

第7図 帰国日本人の海外滞在期間



2 外国人の入出国

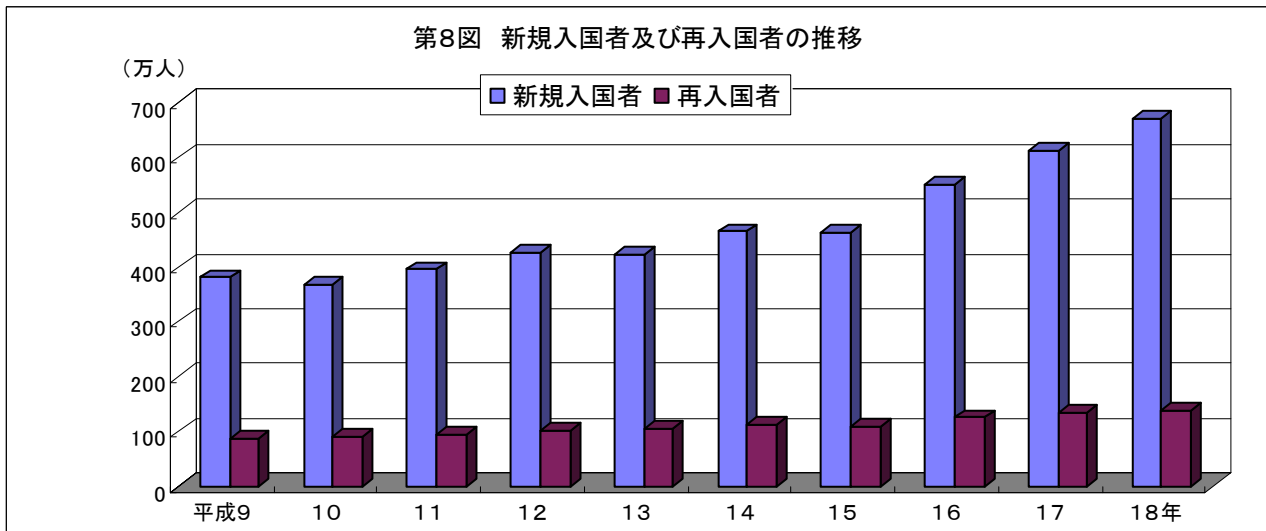
(1) 外国人の入国状況

平成18年における外国人の正規入国者は8,107,963人（新規入国者6,733,585人，再入国者1,374,378人）で，前年に比べ657,860人（8.8%）増加している。

平成9年以降の新規入国者及び再入国者について，その推移を見ると，第8図のとおりである。

新規入国者及び再入国者ともに増加傾向にあり，平成9年と平成18年を比較すると，新規入国は2,923,906人（76.7%），再入国者は514,543人（59.8%）それぞれ増加している。

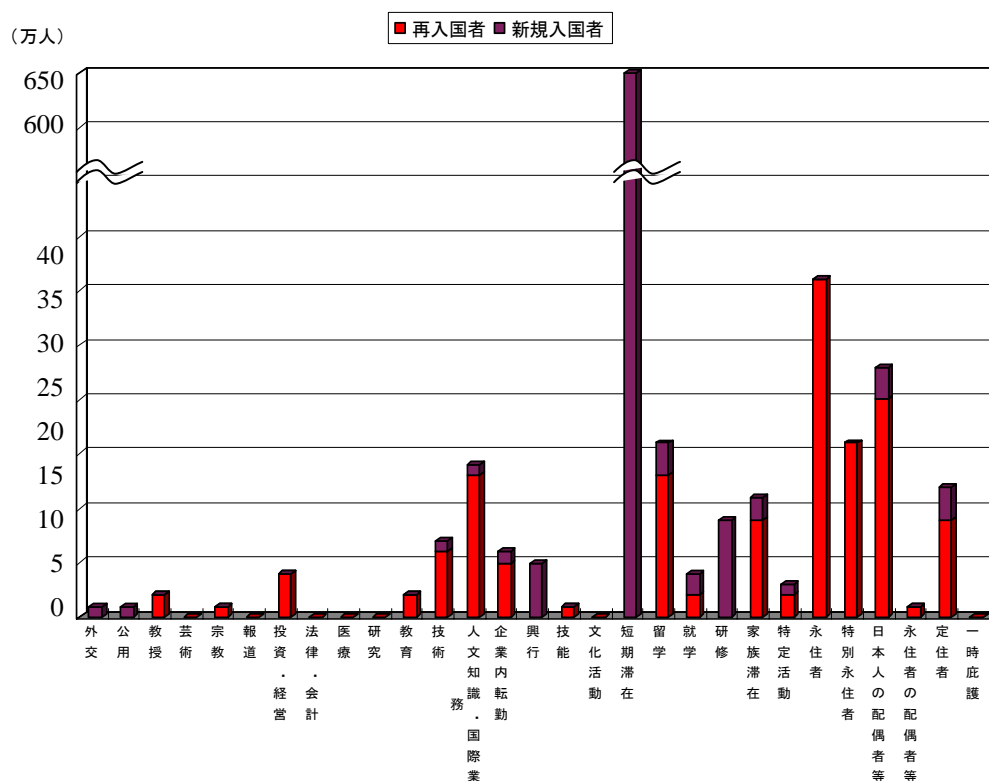
第8図 新規入国者及び再入国者の推移



(2) 正規入国外国人の在留資格

平成18年における入国外国人の在留資格を新規入国者，再入国者別に見ると，第9図のとおりである。新規入国者で最も多いのは，短期滞在の6,407,833人で新規入国者全体の95.2%を占め，次いで，研修が92,846人（1.4%），興行が48,249人（0.7%）と続いている。一方，再入国者では，永住者が313,018人で再入国者全体の22.8%を占め，次いで，日本人の配偶者等が201,043人（14.6%），特別永住者が156,164人（11.4%），留学が133,433人（9.7%），人文知識・国際業務が125,229人（9.1%）となっている。

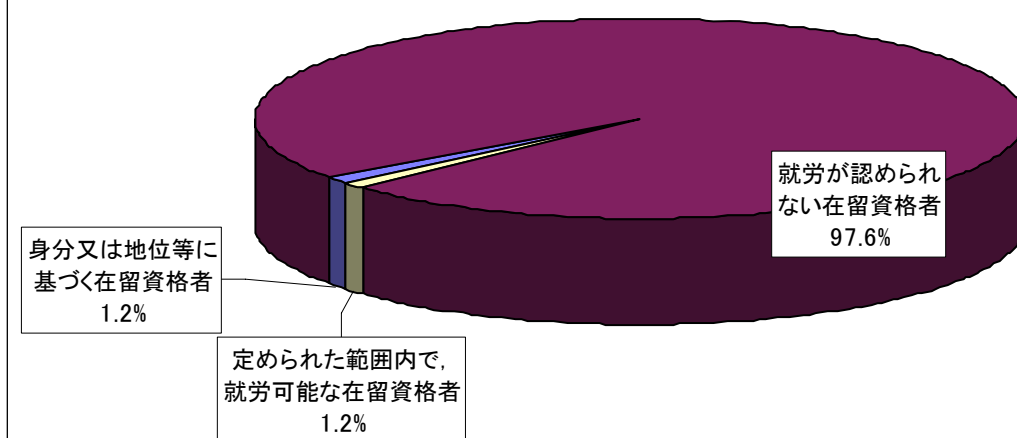
第9図 入国外国人の在留資格



ところで、在留資格は活動に基づくものと身分又は地位に基づくものに大別され、活動に基づくものについては、更に、各在留資格に定められた範囲内の就労が認められるものとそうでないものに別れている。

平成18年の新規入国者を前記の区分で見ると、在留活動及び身分・地位の構成比は第10図のとおりである。そのうち就労が認められないものは6,574,979人で、全体の97.6%を占めている。

第10図 新規入国者の在留活動及び身分・地位の構成比

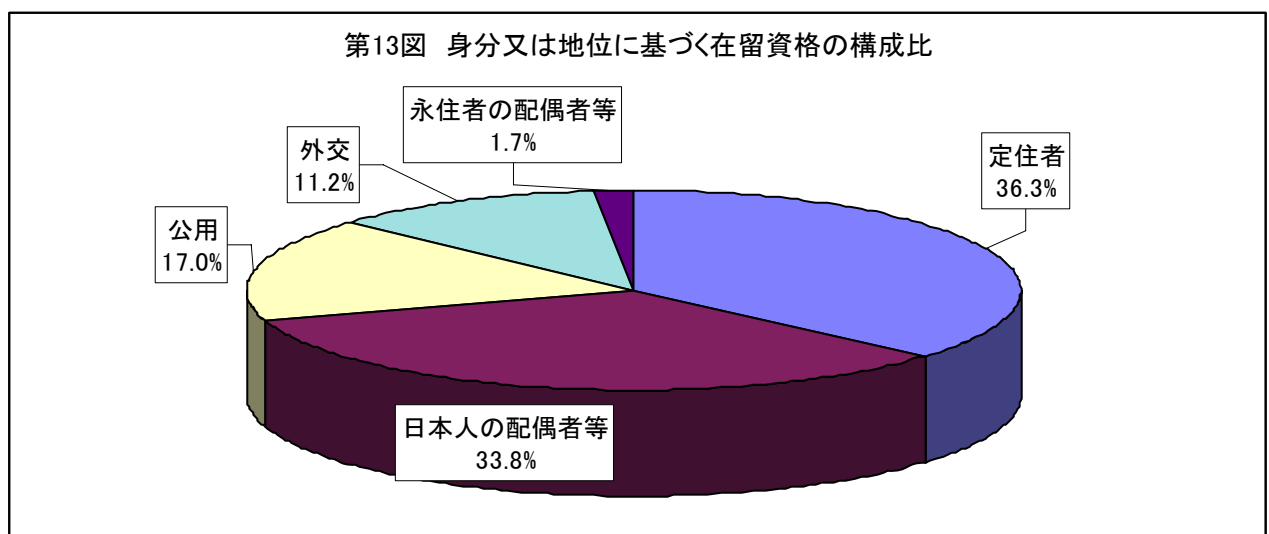
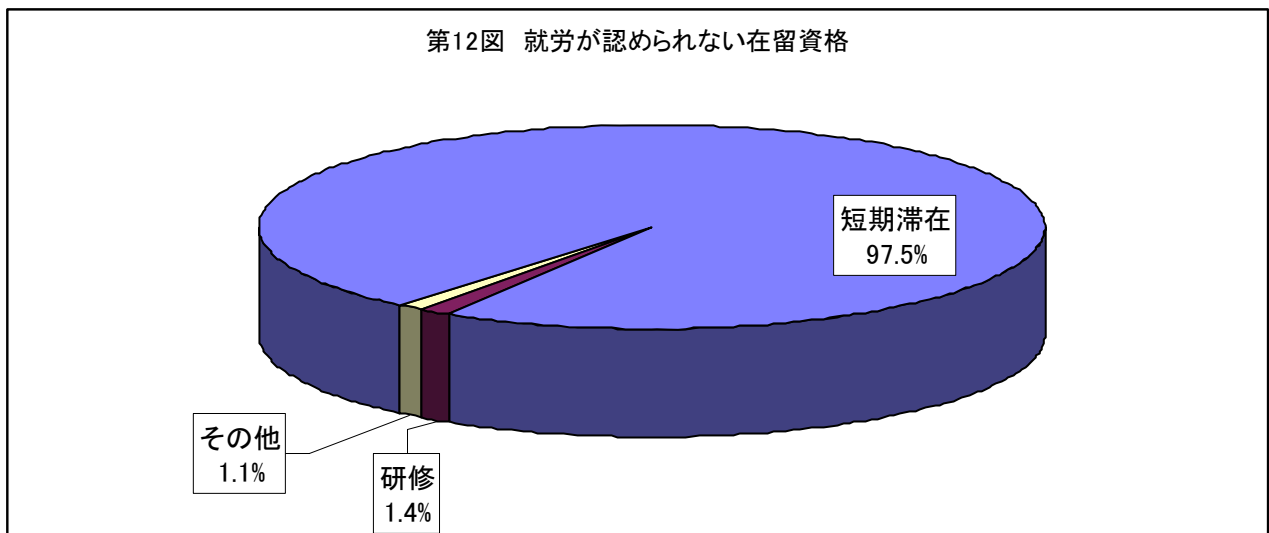
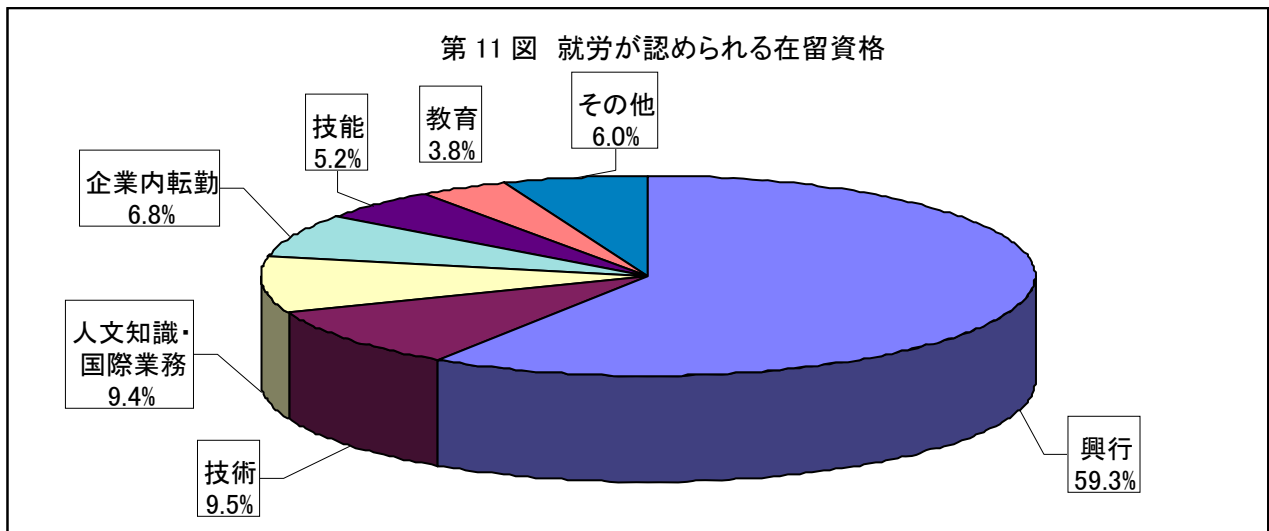


また、そのそれぞれを在留資格別に見ると、第11図から第13図のとおりである。

なお、外交及び公用は出入国管理及び難民認定法上では、活動に基づくものの区分に入れられているが、一般的な就労活動とは異なるため、便宜上、身分又は地位に基づくものに、また、特定活動は法務大臣が個々に指定する活動であり、就労が認められるものとは限られないため、就労が認められないものに計上した。

就労が認められるものは、興行が48,249人で59.3%を占め、最も多い。就労が認められないも

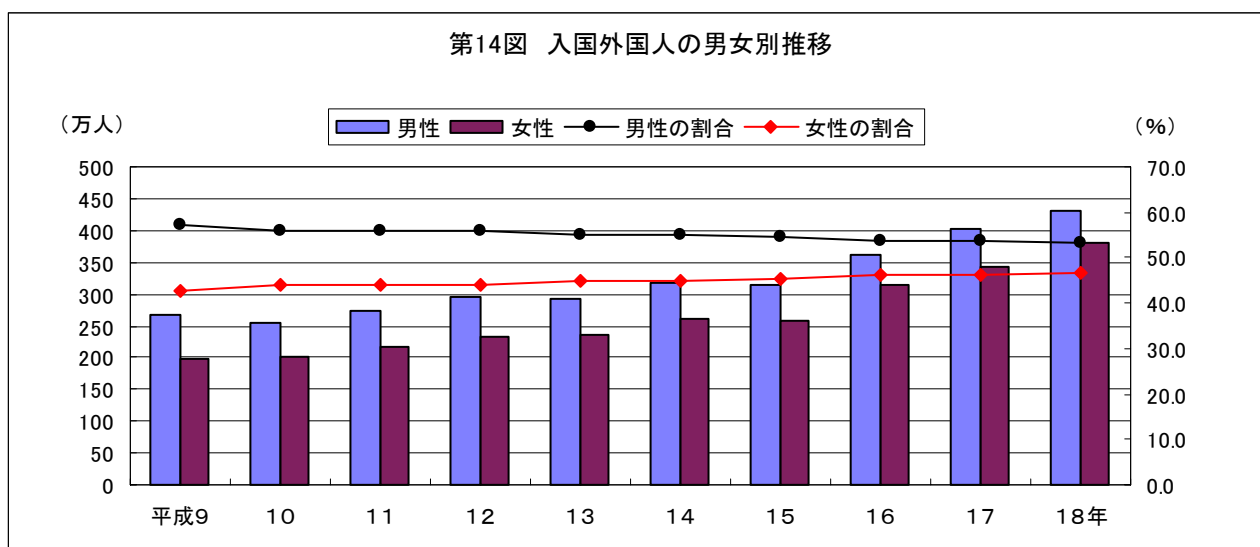
のは、短期滞在が6,407,833人で97.5%を占め、最も多い。身分又は地位に基づくものは、定住者が28,001人で36.3%を占め、最も多い。



(3) 正規入国外国人の男女別推移

平成9年以降の入国者を男女別にその推移を見ると、第14図のとおりである。平成18年は平成

9年に比べ、男性は約1.6倍の4,306,770人、女性は約1.9倍の3,801,193人となっている。これを男女別の比率で見ると、平成9年には男性が57.3%、女性が42.7%であったが、平成18年は男性が53.1%、女性が46.9%と女性の比率が増加する傾向にある。

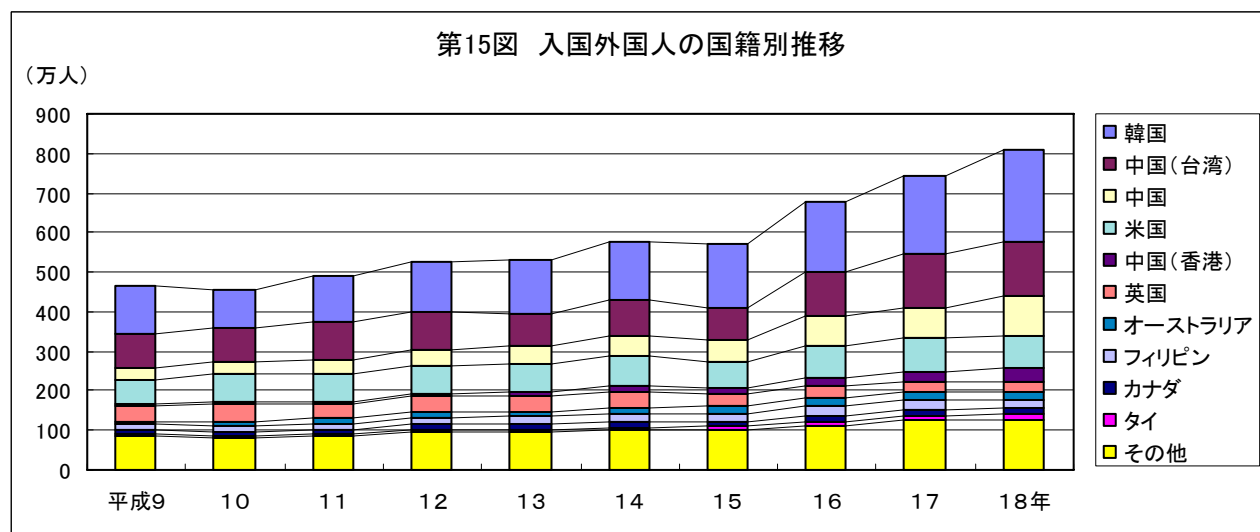


(4) 正規入国外国人の国籍別推移

平成9年以降の入国者を国籍別にその推移を見ると、第15図のとおりである。平成18年の入国者は韓国が2,370,163人で最も多く、次いで、中国（台湾）が1,352,493人、中国が980,424人、米国が845,852人の順となっており、初めて中国と米国の順位が逆転した。

平成9年と平成18年を比較すると、韓国が1,133,566人(91.7%)、中国が696,957人(245.9%)、中国(台湾)が494,616人(57.7%)、中国〔香港〕が287,711人(933.9%)、米国が202,919人(31.6%)、オーストラリアが119,703人(150.5%)の順でそれぞれ増加しているが、平成17年と平成18年を比較すると、中国〔香港〕(増加率27.2%)、中国(同25.5%)及び韓国(同18.0%)の伸びが顕著である。

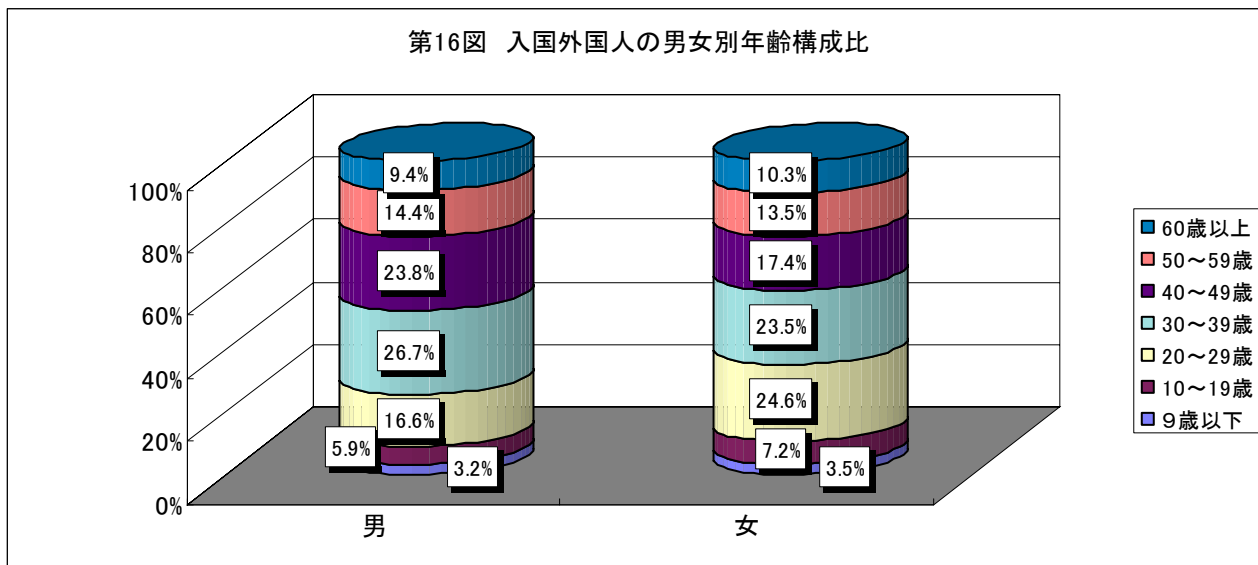
(注) 中国〔香港〕は、中国国籍を有する者で、香港特別行政区旅券（SAR旅券）を所持する者である（有効期間内の旧香港政庁発給身分証明書を所持する中国国籍者を含む。）。



(5) 正規入国外国人の男女別年齢構成比

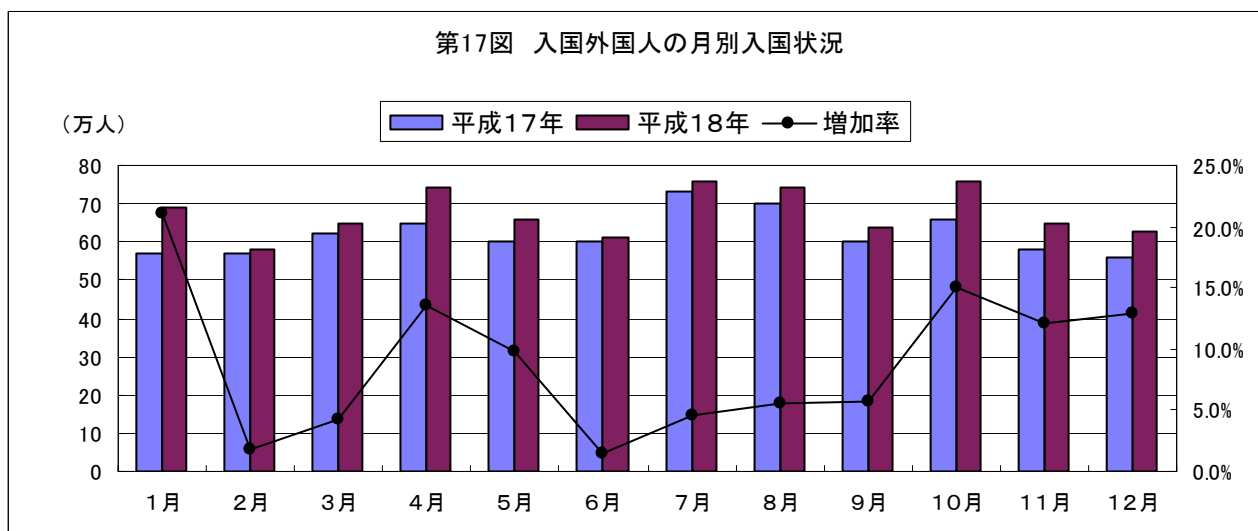
平成18年の入国者を男女別に年齢の構成比で見ると、第16図のとおりである。男性は30歳代が26.7%（1,149,830人）、40歳代が23.8%（1,024,422人）、20歳代が16.6%（714,564人）

の順となっている。一方、女性は20歳代が24.6%（933,414人）、30歳代が23.5%（892,708人）、40歳代が17.4%（662,229人）の順となっている。



(6) 正規入国外国人の月別入国状況

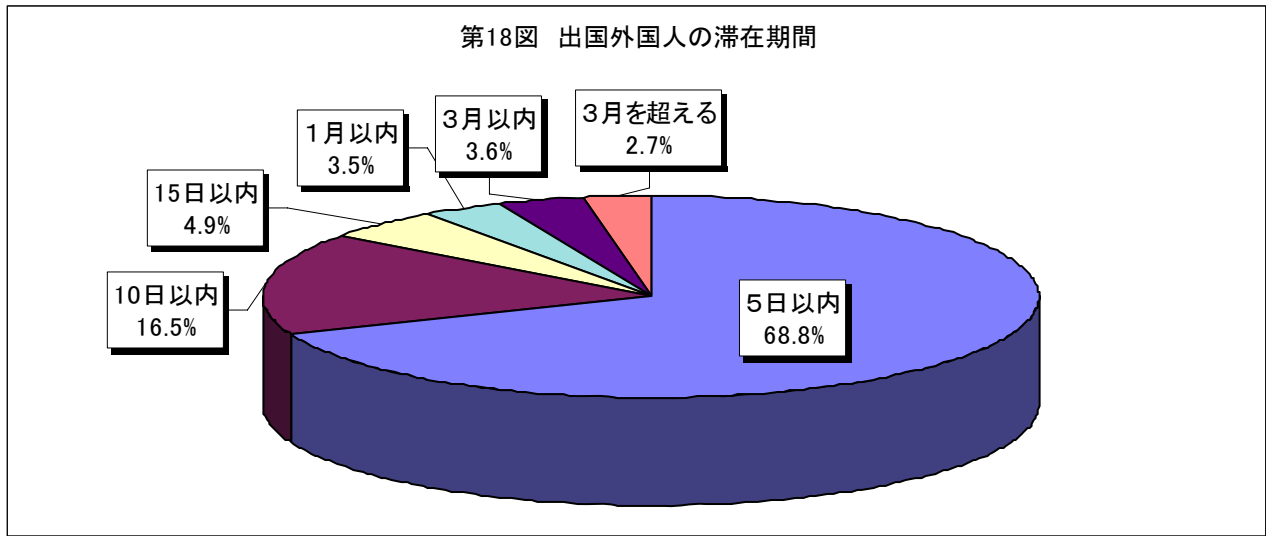
平成18年の入国者を月別に見ると、第17図のとおりである。入国者が最も多い月は10月の761,352人で、次いで、7月が759,205人、8月が740,818人の順となっている。また、前年同月と比較すると、全ての月で増加しているが、1月が20.0%、10月が15.0%、4月が13.6%と特に増加している。



(7) 正規出国外国人の滞在期間

平成18年の単純出国者（再入国許可を得て出国した者を含まない。）は、6,580,241人で、これを日本における滞在期間別に見ると、第18図のとおりである。5日以内が68.8%（4,530,400人）、10日以内が16.5%（1,083,688人）、15日以内が4.9%（325,456人）となり、これら15日以内の

滞在者が全体の90.2%（5,939,544人）を占めている。

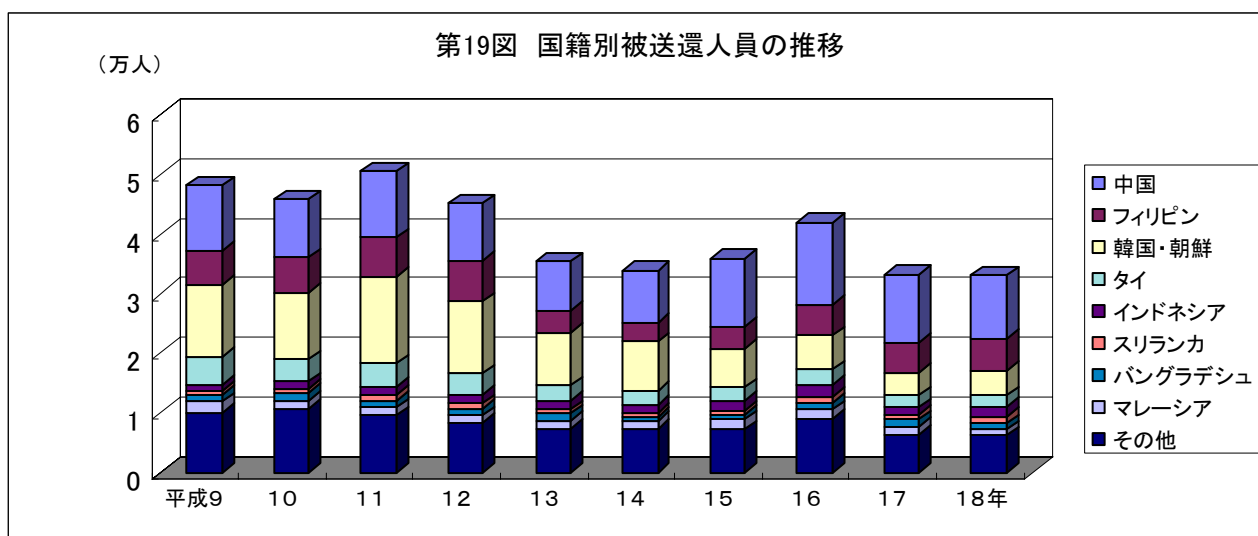


3 退去強制

(1) 国籍別被送還人員

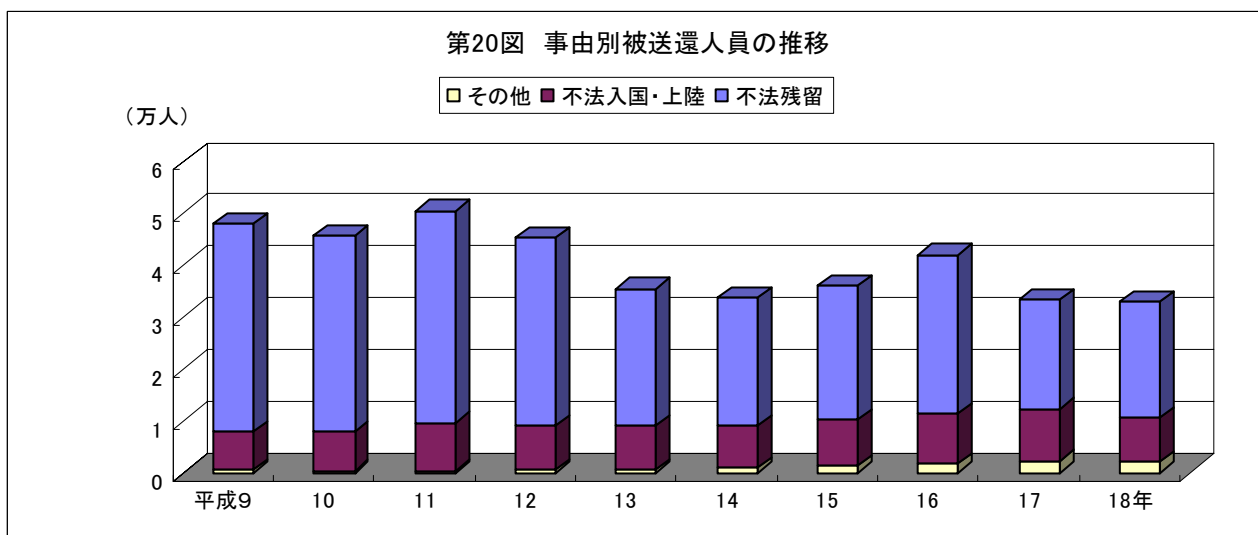
平成9年以降に退去強制令書により送還された人員を国籍別に見ると、第19図のとおりである。平成9年と平成18年を比較すると、韓国・朝鮮が7,807人（65.1%）、タイが2,987人（61.8%）、マレーシアが850人（48.3%）の順でそれぞれ減少しているなど、総数は減少しているものの、

インドネシアは658人（64.9%），スリランカは480人（72.8%）それぞれ増加している。



(2) 事由別被送還人員

平成9年以降の被送還人員を事由別にその推移を見ると、第20図のとおりである。不法残留該当により送還された者が最も多いという状況に変わりはないが、その数は減少しており、平成9年は83.7%（40,211人）であったものが、平成18年は67.9%（22,422人）となっている。一方、不法入国及び不法上陸該当による者は、平成9年は15.2%（7,328人）であったが、平成18年は25.3%（8,354人）となっている。



4 外国人登録人員

平成9年以降の外国人登録人員を国籍別に見ると、第21図のとおりである。平成9年末現在と平成18年末現在を比較すると、中国が308,577人（122.4%），フィリピンが100,223人（107.5%），ブラジルが79,725人（34.2%），の順でそれぞれ増加しており、また、ベトナムが173.1%（20,588人）と高い増加率を示している。一方、韓国・朝鮮は47,154人（7.3%）減少している。

なお、外国人登録人員の国籍（出身地）数は、188か国（無国籍を除く。）となっている。

第21図 外国人登録人員の国籍別推移

